nakano

「中野区耐震改修促進計画（改定素案）」に係る意見交換会

令和8年10月15日(木)　18:30～20:00
10月17日(土)　10:00～11:30

中野区　都市基盤部　建築課

1. はじめに～計画改定の経緯
2. 中野区耐震改修促進計画（改定素案）について
3. 今後の予定

■はじめに～計画改定の経緯から

・中野区では、住宅・建築物の耐震性の向上を図ることにより、震災から区民の生命と財産を守るとともに、災害に強い安全なまちを実現することを目的として、平成１９年度から建築物の耐震化の取組を進めてきました。

・現在の計画期間が令和８年度で終了することから、これまでの取組成果や耐震化の状況を検証しました。

・また、国や東京都の方針等を踏まえ、今後の耐震化の目標や施策について見直しを行いました。

・このたび、その内容を「中野区耐震改修促進計画（改定素案）」としてまとめました。

「中野区耐震改修促進計画（改定素案）」について
ご説明いたします

1. はじめに～計画改定の経緯

2. 中野区耐震改修促進計画（改定素案）について

3. 今後の予定

2. 中野区耐震改修促進計画(改定素案)について

1　計画改定の背景と目的

住宅・建築物の耐震性の向上を図り、災害に強い安全なまちを実現するため、平成１９年１１月に「中野区耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化に取り組んできました。
今回の改定は、前回改定以降の国及び都の関係法令・計画の改定等との整合を図るとともに、令和７年度末の耐震化の状況を再検証し、今後４年間の年次計画を実施するための指針を見直すことで、耐震化の新たな目標とその達成に向けた施策を示し、建築物の耐震化をより計画的かつ総合的に促進するために行うものです。

2　計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法第６条第１項の規定に基づき策定しています。また、「中野区基本計画」「中野区地域防災計画」「中野区国土強靭化地域計画」等との整合を図ります。

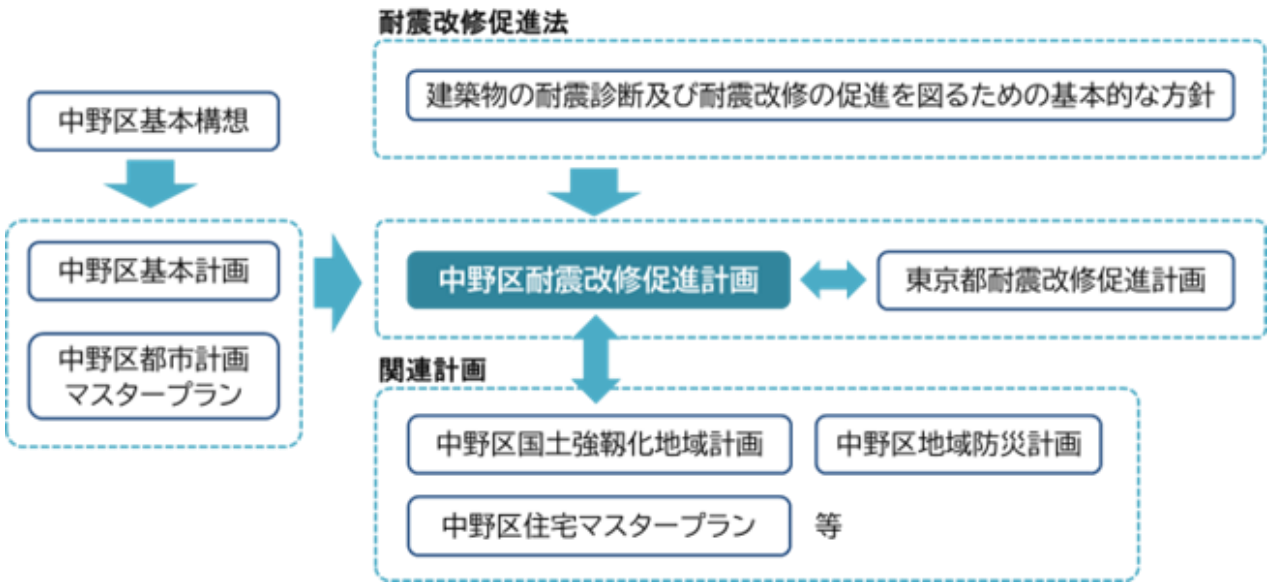

2. 中野区耐震改修促進計画(改定素案)について

３　対象区域と対象建築物

〇対象区域　：中野区全域
〇対象建築物：建築基準法における新耐震基準(昭和５６年６月１日施行)導入以前に建築された以下の建築物。なお、新耐震基準の木造住宅※1についても対象とします。

対象建築物	内　　容
（1）住宅	・戸建住宅、共同住宅など
（2）特定建築物	・多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ・地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物
（3）防災上重要な区有建築物	・本庁舎、小中学校などの公共建築物
（4）地震発生時に通行障害を防ぐべき道路沿道建築物	・「特定緊急輸送道路」「一般緊急輸送道路」「区が指定する通行障害を防ぐべき道路」に接する一定高さ以上の建築物

※1　新耐震基準の木造住宅とは、昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに工事に着手した２階建て以下の在来軸組工法による木造住宅をいいます。



地震発生時に通行障害を防ぐべき道路

4　計画期間と検証年次

令和９年度から令和１７年度まで

今回の改定では、目標値の設定や耐震化に向けた取組を推進します。
また、社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて計画の改定を行います。
なお、「第２章　耐震化の実施に関する目標」及び「第３章　耐震化の促進を図るための施策」では、原則、令和９年度から令和１２年度までの４年間の年次計画を示します。

5　想定する地震の規模・被害の状況

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和４年５月東京都防災会議）における
多摩東部直下地震
（マグニチュード７．３、冬の１８時、風速８m/秒）

中野区内の被害想定

死者数	33人
負傷者数	2,301人
建物全壊棟数	1,036棟

2. 中野区耐震改修促進計画(改定素案)について

6　耐震化の現状と目標

対象建築物		耐震化率		
		令和７年度末	令和１２年度末	令和１７年度
（１）住宅		９３．６％	９７％	１００％
（２）民間特定建築物		９２．７％	９５％	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消
（３）防災上重要な区有建築物		１００％	－	－
（４）地震発生時に通行障害を防ぐべき道路沿道建築物	特定緊急輸送道路	９２．２％	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消	※２
	一般緊急輸送道路	８７．５％	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消	※２
	区が指定する道路	８８．６％	９５％	耐震性が不十分な建築物をおおむね解消

※２　特定緊急輸送道路沿道建築物及び一般緊急輸送道路沿道建築物の令和１３年度以降の目標については、令和１２年度の改定時に定めます。

7　耐震化の促進を図るための施策

令和１２年度末の耐震化率の目標達成に向けて、以下の取組を推進します。

(1)基本的な取組方針

〇自助・共助・公助の原則を踏まえ、建物所有者による主体的な耐震化の促進
〇情報提供、技術的支援及び財政的支援による耐震化の促進
〇関係団体との連携による耐震診断及び耐震改修等の促進

(2)耐震化を図るための主な取組

①住宅

《主な取組》

・自助・共助・公助の原則を踏まえ、所有者が主体的に耐震化に取り組むための相談体制の整備や情報提供
・木造住宅に対する無料耐震診断及び建替え・除却、耐震補強への財政的支援
・新耐震基準の木造住宅に対する耐震補強への財政的支援
・非木造住宅に対する耐震診断及び耐震化（補強設計・耐震補強・除却・建替え）への財政的支援
・共同住宅（分譲マンションを含む）の耐震診断及び耐震改修等への財政的支援並びに耐震診断実施に向けた助言及び誘導
・耐震フォーラムの開催、戸別訪問及び耐震対策チラシ配布等による普及啓発

②民間特定建築物

《主な取組》

・民間特定建築物の耐震化を促進するため、所有者への相談対応や情報提供
・要緊急安全確認大規模建築物については、東京都と連携し、耐震改修を促進

7　耐震化の促進を図るための施策

③地震発生時に通行障害を防ぐべき道路沿道建築物

《主な取組》
・建築物の倒壊により緊急車両の通行や区民の避難の妨げになるおそれのある道路の指定
・特に重要な道路の沿道の対象建築物に対する公共的観点からの必要な支援
・緊急輸送道路等沿道建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導及び助言
・耐震化助成制度に関するパンフレットや耐震対策チラシ配布等による普及啓発及び情報提供

ア　特定緊急輸送道路沿道建築物
・耐震改修等に係る助成制度を活用した耐震化の促進
・特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、個別訪問によう耐震化に関するアドバイス等の支援

イ　一般緊急輸送道路沿道建築物
・耐震診断・耐震改修等への財政的支援による所有者負担の軽減

ウ　区が指定する通行障害を防ぐべき道路沿道建築物
・耐震診断・耐震改修等への財政的支援による所有者負担の軽減

8　耐震化の促進を図るための環境整備、普及啓発、関連施策の推進

・区の相談体制の充実及びホームページやパンフレット等を活用した情報提供
・耐震相談窓口の整備や耐震診断士、耐震改修施工者及び中野区耐震改修促進協議会の活用
・耐震対策チラシの戸別配布等による耐震化の普及啓発
・危険性が高いブロック塀等の所有者・管理者に対する啓発及び改善指導
・ブロック塀等撤去工事助成の活用による安全対策の推進

9　その他耐震化の促進に関し必要な事項

・東京都等と連携した協議会への参画
・中野区耐震改修促進協議会と連携した木造住宅等耐震化促進の継続的な取組

1. はじめに～計画改定の経緯
2. 中野区耐震改修促進計画（改定素案）について
3. 今後の予定

今後の予定

令和8年10月	意見交換会（今回）	「改定素案」に対する意見募集
令和9年1月	パブリック・コメント	「改定案」に対する意見募集
令和9年3月	中野区耐震改修促進計画の改定	

質疑応答

【お問い合わせ先】

中野区耐震改修促進計画（改定素案）について

中野区都市基盤部建築課

03－3228－5576（平日8時30分から17時00分）

E-mail：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp